

同意書

(福祉系高校修学資金)

記入日 令和 年 月 日

- 1 申請者および法定代理人（親権者等）は、福祉系高校修学資金貸付の貸付要綱を承諾のうえ、貸付申請および個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 2 連帯保証人は、福祉系高校修学資金貸付の貸付要綱、連帯保証人の責務等を承諾し、個人情報利用に関する事項に同意いたします。
- 3 申請者、法定代理人（親権者等）および連帯保証人は、反社会的勢力等に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを約束します。

申請者（修学生） _____ ㊞

法定代理人 _____ ㊞
(親権者等)

法定代理人 _____ ㊞
(親権者等)

【個人】連帯保証人（予定） _____ ㊞
(法定代理人（親権者等）を兼ねる方は、再度、記入してください)

【個人】連帯保証人（予定） _____ ㊞

※添付の「連帯保証について」、「情報提供義務について」、「個人情報の取扱に関する同意事項」、「大阪府社会福祉協議会介護福祉士修学資金貸付要綱・要領（抜粋）」を、十分にお読みください。また必要に応じて写しをお取りください。

※申請者、法定代理人および連帯保証人全員が、各々自署、捺印してください。
ご家族の場合はそれぞれ異なる印（認め印で可）を捺印してください。

【連帯保証について】

① 連帯保証人の責務について

申請者（以下、修学生）に貸付要綱の規程通りの返還をいただけない場合、修学生に代わり、連帯保証人に返還いただくことになります。

② 連帯保証人の特徴について

連帯保証人は、次の事由がある場合においても府社協からの返還の請求を拒むことはできません。

ア 府社協が修学生へ返還の請求を十分に行っていないこと。

イ 修学生が資産を有していること。

③ 連帯保証人の責任の範囲について

複数の連帯保証人がいる場合であっても、連帯保証人それぞれが、借入金、延滞利子並びに借入金から生じる一切の債務の全額について責任を負担することになります。

【情報提供義務について】

① 申請者・法定代理人から連帯保証人（個人）への情報提供義務

申請者（法定代理人）は、連帯保証人になることを他人に依頼する場合、連帯保証人になるかどうかの判断を助けるために、申請者（法定代理人）の財産や収支の状況、申請する債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなければなりません。

② 連帯保証人（個人および法人）から府社協に対して求められる情報

連帯保証人は、府社協に対して、主債務についての返還の状況に関する情報の提供を求めることができます。

【個人情報の取扱に関する同意事項】

① 個人情報の利用目的および取得について

本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業および就業の促進、ならびに質の高い介護福祉士の養成確保に資すること、債権保全を目的とします。

本会は、福祉系高校修学資金の貸付に際して個人情報を取得するときは、必要な情報のみを適法かつ適正な方法により取得します。

② 個人情報の利用について

本事業において、個人情報を利用する場合は、上記による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

ここでいう第三者は、修学している学校(福祉系高校等)、業務従事先事業所、他の社会福祉協議会、福祉事務所、警察、市町村など行政機関、業務委託先等をさします。

③ 個人情報の本事業目的以外への利用及び第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく本事業の目的以外に利用すること、および上記〈個人情報の利用について〉による場合と法令に基づく場合を除き、第三者への提供はいたしません。

④ 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規定による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合については、身分証明書等により本人であることを確認したうえで開示します。

⑤ 個人情報の種類(本事業にかかわって取得・利用する個人情報)

- ①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④修学生決定・不承認通知書
⑤推薦状 ⑥福祉系高校修学資金貸付推薦者名簿 ⑦在学証明書
⑧修学資金借用証書 ⑨印鑑登録証明書 ⑩源泉徴収票又は住民税課税証明書
⑪住民税非課税証明書 ⑫生活保護受給証明書 ⑬保護変更決定通知書(写し)
⑭在留カード(写し) ⑮振込先金融機関の通帳など(写し) ⑯業務従事開始届
⑰介護福祉士登録証(写し) ⑱現況報告書 ⑲業務従事期間証明書
⑳修学資金返還計画書 ㉑修学資金返還猶予申請書 ㉒修学資金返還免除申請書
㉓各種 承認・不承認通知書 ㉔在学者一覧 ㉕その他会長が必要と認める書類

【大阪府社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付要綱・要領(抜粋)】～貸付後の留意点～

要綱(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、大阪府内において、居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年(以下、「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。
- 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

要綱(返還)

第9条 修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 貸付契約が解除されたとき。
- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、大阪府内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
なお、第10条において規定される業務に従事した場合においては、当該返還に充てるための資金を新たに貸付けることにより事業が移行することに留意する。
- 大阪府内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

要領(届出義務)

第15条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、福祉系高校に在学中は福祉系高校を通じて届け出るものとする。

- 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - 修学生が留年したとき。
 - 修学生であることを辞退するとき。
 - 連帯保証人が死亡したとき。
- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 修学生が、大阪府内において介護職員等の業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は介護職員等の業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

要綱(延滞利子)

第14条 会長は、修学生が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。